

V-i 農業水利施設

1 対象施設

- (1) 土地改良法第2条第2項に基づき道営土地改良事業によって造成し、土地改良区もしくは農業協同組合が管理する農業水利施設のうち、受益面積が100ha以上の今後更新整備が必要となる施設。

ダム・ため池 75 箇所、頭首工 46 箇所、用水機場 35 箇所、用水路 252 箇所
 (頭首工、用水機場、用水路は受益面積が 100ha 以上の施設)
 (令和3年3月末日 現在)



ダム



頭首工



用水機場



用水路

2 現状と課題

〈施設状況〉

- ・ 供用開始から 50 年以上経過する施設の割合は、10 年後には5割、20 年後には 8 割に近くなり、老朽化による施設機能の低下が懸念される。

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50 年以上経過する施設の割合 | | |
|--------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 現在 | 10 年後 | 20 年後 |
| ダム・ため池 | 75 箇所 | 56% | 71% | 87% |
| 頭首工 | 46 箇所 | 31% | 54% | 83% |
| 用水機場 | 35 箇所 | 3% | 46% | 57% |
| 用水路 | 252 箇所 | 12% | 48% | 72% |
| 合計 | 408 箇所 | 21% | 52% | 75% |

注 施設数は北海道農政部調べ(令和3年3月末時点)による。

〈取組状況〉

- 北海道は、平成 19 年度の基幹水利施設ストックマネジメント事業の創設以降、緊急性の高い施設から、個別施設計画に当たる機能保全計画を策定し、計画的に補修及び更新を行っている。



用水機場の老朽化状況

- 個別施設計画に基づく監視計画により、施設機能の継続的な監視を行い、適期に必要な予防保全対策を実施する。



用水路の老朽化状況

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

土地改良区及び農業協同組合（以下「施設管理者」という。）による定期点検を確立するとともに、その診断結果等の共有化を進めるなど、北海道と施設管理者が連携を図りながらメンテナンスサイクルの構築を進め、予防保全型の長寿命化対策を推進する。

ア 点検・診断

- 施設管理者は、日常管理による点検や個別施設計画の監視計画に基づき継続的に劣化状況等について監視を行う。
- 点検、監視の結果、劣化予測の見直しが必要となった場合は、機能診断を行い、適宜個別施設計画を更新する。

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|-----------------------------|---------------|------------------------------------|-----------------------------|
| ダム・ため池、 頭首工、 用水機場、用水路 | 随時及び 1回/5年 | 管理水準や部位などにより、遠望目視又は近接目視で点検し、健全度を診断 | 平成 28 年度～1巡目 令和 3 年度～2巡目 |

イ 情報の蓄積と利活用

- 過去の点検・機能診断結果や補修・更新の履歴等の情報、個別施設計画については、施設管理者が土地改良財産台帳等とともに適切に整備・保管するものとする。
- また、平成 23 年度から北海道が取り組んでいる「農地・施設保全整備情報」を活用して、施設管理者と北海道が情報を共有・可視化し、効果的・効率的

な保全管理に努めるものとする。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|-------------------------|----------------------------|-----------|
| ダム・ため池、 頭首工、用水機場、用水路 | 農地・施設保全整備情報 (水土里情報システム) | 平成 23 年度～ |

ウ 基準等

- 農業水利施設に関する点検・診断等の実施に際しては、国の基準類や北海道が策定した基準を適用し、その適切な実施に努めるものとする。

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|------------------|--------------------|-----------------------|
| ダム・ため池 | 農業用ダム・ため池安全管理マニュアル | 平成 10 年度 |
| | ため池管理マニュアル | 平成 27 年度 (令和 2 年度) |
| 頭首工、 用水機場、用水路 | 農業水利施設の機能保全の手引き | 平成 28 年度 |

(2) トータルコストの縮減・平準化

施設管理者は個別施設計画を策定し、対象施設の計画的な補修・更新等に取り組む。



老朽化した用水路の補修状況

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

a 個別施設計画の策定

- 施設管理者は、施設の計画的な維持管理の取組に資することを目的とした「個別施設計画」を対象施設ごとに策定する。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|-----------------------------|--|---------|
| ダム・ため池、 頭首工、 用水機場、用水路 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 28～令和 2 年度に実施する定期点検・診断結果をもとに策定(1 巡目) 令和 3～6 年度に実施する定期点検・診断結果をもとに策定・更新。 | 令和 2 年度 |

b 機能保全計画の策定

- 既に基幹水利施設ストックマネジメント事業等により「機能保全計画」を策定した施設や、施設の劣化状況により「機能保全計画」を策定した施設に

については、当該計画をもって個別施設計画とみなすものとする。

| 施設 | 機能保全計画の概要 | 策定状況 |
|-----------------|---|-----------|
| ダム | <ul style="list-style-type: none"> ・機能診断調査 ・機能診断評価 ・最適な対策工法の選定 ・機能保全コストの算定・比較 | 平成 23 年度～ |
| ため池 | | 平成 28 年度～ |
| 頭首工、用水機場 用水路 | | 平成 19 年度～ |

(イ) その他(末尾記号は共通編(P.26)の個別施設計画策定除外条件)

- ・ 電気計装・通信設備については、主たる構成部が精密機械・消耗部品であり、定期的な点検と診断の結果に基づき、劣化状況や重要度等を考慮した上で状態監視を継続的に実施し、必要に応じて整備・更新を行う。・・・(b)
- ・ 排水路については、劣化や疲労等の経年的な損傷にくらべ、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因した損傷によって健全度が大きく左右されるため、巡視や被災後の点検等により状態を迅速に把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。・・・(a)
- ・ 上記のほか、農林水産省農村振興局の行動計画の中で示される個別施設計画の策定の除外対象に該当する「造成、更新後等の実施後間もない施設」については、標準耐用年数の 1/2 年を経過していない施設とし、日常的な維持管理により継続的に状態を把握し、必要に応じて補修・更新を行う。

イ インフラ機能の適正化

- ・ 今後の高齢化・人口減少を見据え、農業水利施設の統合・再編等を通じ、施設管理の効率性の向上及び維持管理費の縮減に取り組む。

ウ 新技術等の導入

- ・ 国が推進する機能診断技術、対策技術等に関する情報収集に努め、当該技術の活用の是非について検討し、その技術等の導入に努める。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

北海道及び施設管理者は、上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

(ア) 庁内体制

- ・ 国や道が主催する研修会を関係職員へ情報提供し、積極的な参加を促すなど施設管理に係る技術力向上に努める。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 国や道が主催する研修会を施設管理者へ情報提供し、積極的な参加を促すなど点検者の技術力向上に努める。

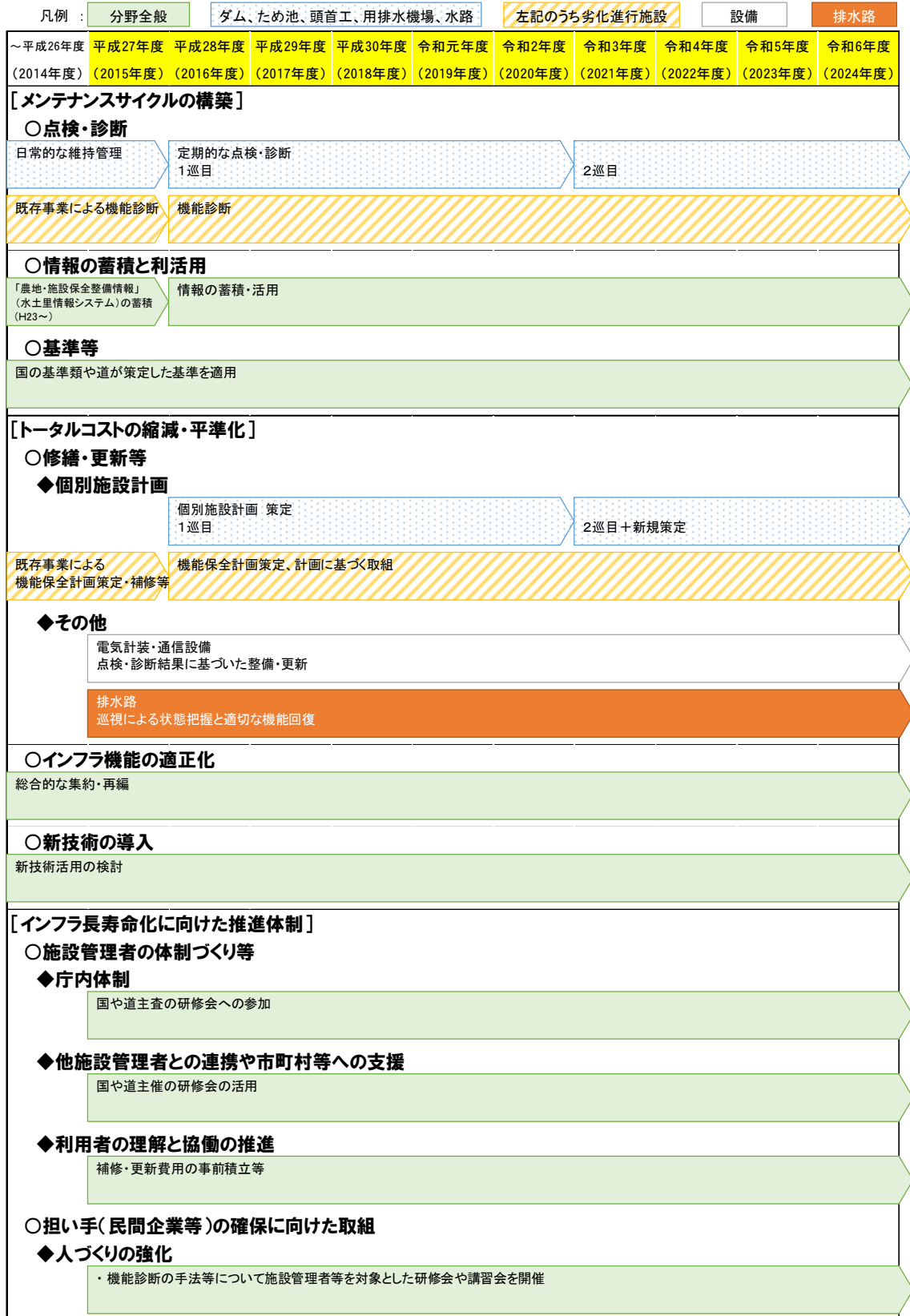
(ウ) 利用者の理解と協働の推進

- ・ 施設管理者は、個別施設計画に基づき、計画的な補修及び更新が円滑に実施されるよう、必要な費用について事前積み立てを行うなど費用負担が想定される受益者等との調整に努めるものとする。

イ 担い手(民間企業等)の確保に向けた取組**(ア) 人づくりの強化**

- ・ 機能診断の手法等について施設管理者等を対象とした研修会や講習会を開催する。

工程表



V - ii 農地防災施設

1 対象施設

北海道が管理する農地防災施設（海岸法第2条第1項において定義される「海岸保全施設」のうち農政部所管のもの、地すべり等防止法第2条第3項において定義される「地すべり防止施設」のうち農政部所管のもの及び防災ダム維持管理事業実施要領（平成2年10月1日施設第376号）第1で規定する道営防災ダム事業で完成したダム）

海岸保全施設 40箇所、地すべり防止施設 59箇所、防災ダム3箇所
 （令和3年3月末 現在）



海岸保全施設
砂原地区(森町)



地すべり防止施設
幌新地区(沼田町)



防災ダム
上小川地区(苫前町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

- ・ 50年以上経過する施設の割合は20年後には海岸保全施設の8割以上、地すべり防止施設の5割以上に及ぶなど、老朽化が懸念される。

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50年以上経過する施設の割合 | | |
|----------|-----------------|----------------|------|------|
| | | 現在 | 10年後 | 20年後 |
| 海岸保全施設 | 40箇所 | 37% | 70% | 87% |
| 地すべり防止施設 | 59箇所 | 0% | 10% | 54% |
| 防災ダム | 3箇所 | 0% | 0% | 0% |



海岸保全施設(護岸)
の損傷状況



地すべり防止施設(集水井)
の排水不良状況



防災ダム(洪水吐)
の劣化状況

〈取組状況〉

- ・ 全ての施設において、点検及び診断を行った上で、個別施設計画を策定しており、計画に基づく補修・更新が図られるよう、今後も適切な維持管理に努める。

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

全ての農地防災施設について、定期的な点検診断に着手するとともに、診断結果等の情報をデータベース化するなど、メンテナンスサイクルの構築を進める。

ア 点検・診断

- 次の施設については、日常的な維持管理である巡視を行うとともに、定期的な点検・診断を行い、健全度を把握する。

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|----------|---------|--|--------------------------------|
| 海岸保全施設 | 1回/5年程度 | 海岸保全区域管理事業実施要領に基づき点検・診断を行い、健全度を把握する | 平成 27 年度～1 巡目 令和 2 年度～2 巡目 |
| 地すべり防止施設 | 1回/5年程度 | 地すべり防止区域維持管理事業実施要領に基づき点検・診断を行い、健全度を把握する | 平成 27 年度～1 巡目 令和 2 年度～2 巡目 |
| 防災ダム | 1回/5年程度 | 防災ダム維持管理事業実施要領及び各ダム管理規程に基づき点検・診断を行い、健全度を把握する | 平成 27 年度～1 巡目 平成 30 年度～2 巡目 |

イ 情報の蓄積と利活用

- 点検・診断、修繕・更新の情報については、区域台帳等に適切に反映させるとともに、維持管理等に直接活用できるよう電子データによる保管に努める。
- また、平成 23 年度から北海道が取り組んでいる「農地・施設保全整備情報」等の地理情報システムを活用し、当該システムの機能を生かした情報の可視化・共有化を進め、効果的・効率的な保全管理に努めるものとする。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|----------|---|-----------|
| 海岸保全施設 | 北海道が取りまとめを行っている「農地・施設保全整備情報」等の地理情報システムを活用 | 平成 23 年度～ |
| 地すべり防止施設 | | |
| 防災ダム | | |

ウ 基準等

- 点検・診断、修繕・更新については、国の基準類のほか、次表の北海道が策定(改定)する基準類を参考とする。

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|----------|--------------------------------|------------------------|
| 海岸保全施設 | 海岸保全区域管理事業実施要領 (北海道農政部) | 平成 20 年度 (令和 2 年度) |
| 地すべり防止施設 | 地すべり防止区域維持管理事業実施要領 (北海道農政部) | 昭和 63 年度 (平成 27 年度) |
| 防災ダム | 防災ダム維持管理事業実施要領 (北海道農政部) | 平成 2 年度 (平成 27 年度) |

(2) トータルコストの縮減・平準化

個別施設計画に基づいた取組を実施するほか、インフラ機能の適正化を図るなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

- ・ 個別施設計画の概要及び策定状況については、次表のとおり。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|----------|---|--------|
| 海岸保全施設 | 海岸保全区域管理事業実施要領に基づき定期的な点検・診断等を行い、損傷状況、経過年数、周辺地域の影響等を考慮し、修繕・更新等の計画を策定する。また、策定に当たっては、参考として国で作成したマニュアル等を活用する。 | 令和2年度 |
| 地すべり防止施設 | 地すべり防止区域維持管理事業実施要領に基づき定期的な点検・診断等を行い、損傷状況、経過年数、周辺地域の影響等を考慮し、修繕・更新等の計画を策定する。また、策定に当たっては、参考として国で作成したマニュアル等を活用する。 | 令和2年度 |
| 防災ダム | 計画に基づき定期的な点検・診断等を行い、損傷状況、経過年数、周辺地域の影響等を考慮して、計画的に修繕・更新等を実施することにより、トータルコストの縮減・平準化を図る。 | 平成29年度 |

イ インフラ機能の適正化

- ・ 農地防災施設は、農地・農業用施設を自然災害から未然に防止する役割を担っており、原則、廃止・撤去等はできないが、修繕・更新等を実施する際には、保全対象との位置関係や施設の利用状況等を考慮して施設の適正化に努める。

ウ 新技術等の導入

- ・ 国で推進する機能診断手法及び施設保全に係る対策工法等の新技術の導入に関する情報収集に努め、当該技術の活用について検討する。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

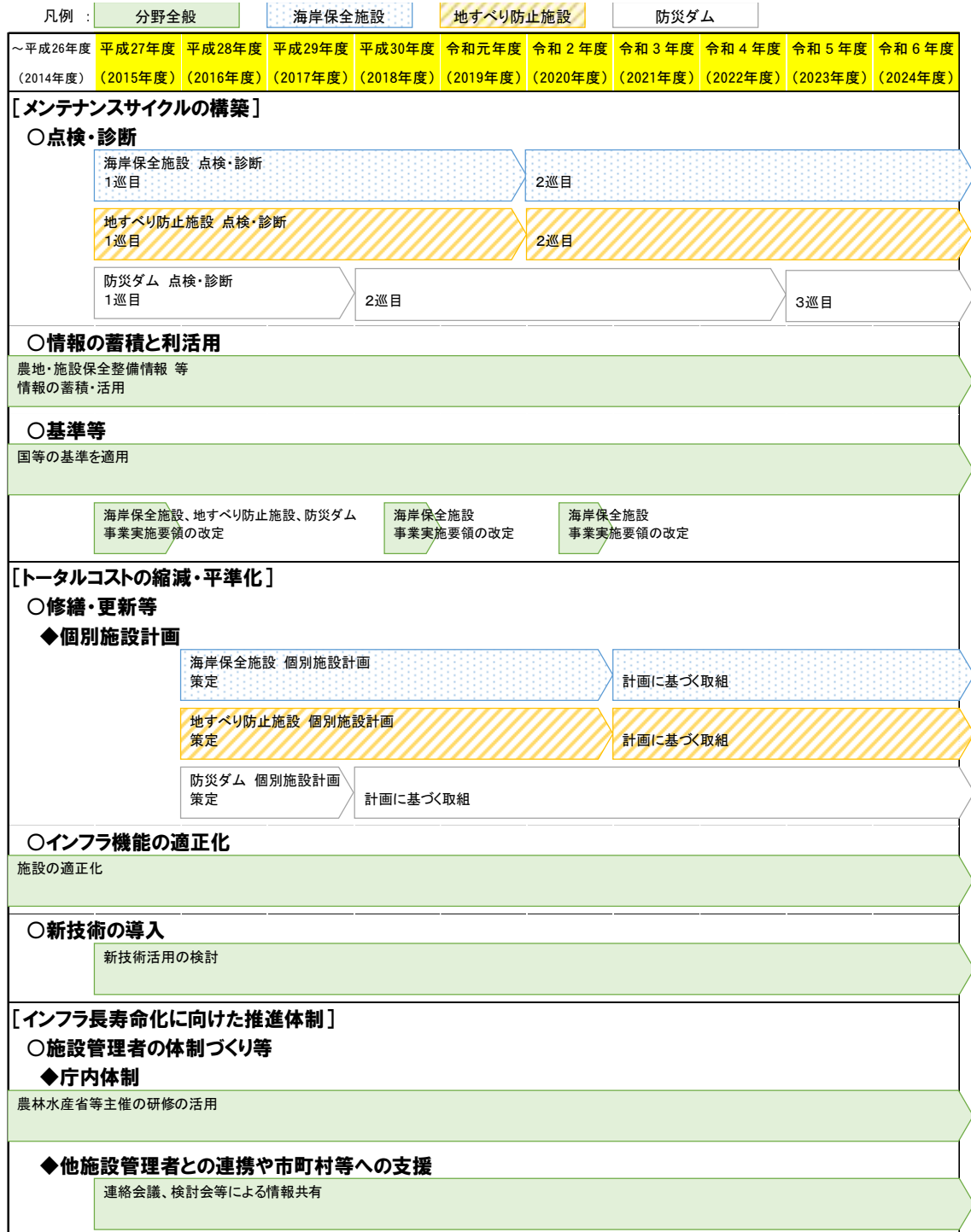
(ア) 庁内体制

- ・ 点検結果の均質化や点検者の技術力向上を図るため、農林水産省や農村工学研究所等が主催する研修の活用を検討するなど職員の技術力向上に努める。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 国、道、市町村や民間企業などで組織する連絡会議や検討会等を活用し、情報を共有しながら管理体制の強化を図る。

工程表



V - iii 林道

1 対象施設

北海道が管理する林道（森林法第4条第2項で規定）の施設。

林道延長 3.0 千 km（橋梁 668 橋、路面、排水施設 等）

（令和3年3月末 現在）



林道橋梁
砂金沢線 金溪橋（新十津川町）



林道橋梁
女那川線 村上橋（函館市）

2 現状と課題

〈施設状況〉

- ・ 50 年以上経過する施設の割合は 20 年後には 9 割を超え、老朽化が懸念されるため早急な対応が必要である。



林道橋梁の老朽化状況
（主桁塗装の劣化、地覆の破損）

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50 年以上経過する施設の割合 | | |
|----|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 現在 | 10 年後 | 20 年後 |
| 橋梁 | 668 橋 | 50% | 86% | 94% |

〈取組状況〉

- ・ 北海道では平成27年度に「道有林林道橋梁長寿命化計画」を策定するなど、林道内の橋梁については予防保全管理の取組を進めている。

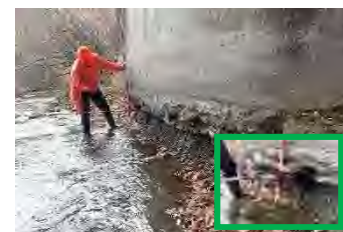
3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

橋梁のメンテナンスサイクル効率化のため、情報のデータベース化を進める。

ア 点検・診断

- ・ 次の施設については、日常的な維持管理であるパトロールとは別に、定期的な点検を行い、損傷度を把握する。



林道橋梁の点検状況
（河床低下による橋台基礎部の洗掘状況）

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|----|------------------|-------------------------------|--------------|
| 橋梁 | 1回／5年 又は 10 年 | 管理水準や部位など、近接目視で点検し、損傷度を5段階で判定 | 平成 30 年度～2巡目 |

イ 情報の蓄積と利活用

- 点検・診断結果や修繕履歴等については、データベース化し、今後の維持管理に活用する。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|----|-------------|----------|
| 橋梁 | 道有林橋梁データベース | 平成 28 年度 |

ウ 基準等

- 点検・診断については、次表の基準類を適用する。

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|----|-----------------|----------|
| 橋梁 | 林道施設長寿命化対策マニュアル | 平成 28 年度 |

(2) トータルコストの縮減・平準化

「道有林林道橋梁長寿命化計画」に基づいた取組を進めるとともに、インフラ機能の適正化を図る。

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

- 次の施設については、予防保全型及び一般管理型の管理区分に基づく個別施設計画を策定し、計画的な修繕・更新等を行う。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|----|--|---------------------|
| 橋梁 | 「道有林林道橋梁長寿命化計画」健全度、開放の有無、橋長、森林施業の計画などから優先順位付けを行い橋梁の架替え、補修を実施 | 平成 27 年度 (令和2年度) |



林道橋梁の架替え

(イ) その他(末尾記号は共通編(P.26)の個別施設計画策定除外条件)

- 林野庁のインフラ長寿命化計画(行動計画)において、規模が小さく予防保全型ではなく事後的な措置により対応する施設については、個別施設計画から除くことができていることから、橋梁以外の施設は日常的なパトロールなどで状況確認しながら、施設の機能や周辺環境に影響が及ぶ場合に、補修・更新等の対応を行う。…(c)

イ インフラ機能の適正化

- 林道は、造林や間伐、木材搬出のための道路であり、原則、廃止・撤去等

はできないが、修繕・更新等を実施する際には、施設の利用形態等を再確認し、施設機能の適正化に努める。

ウ 新技術等の導入

- ・ 新技術で一定程度の実績があり、効果が確認されたものについては、林道事業設計指針に掲載するとともに、資材単価や歩掛等を策定する。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

(ア) 庁内体制

- ・ 点検結果の均質化や点検者の技術力向上を図るため、森林土木担当職員やコンサルタント職員を含めた「橋梁等の点検に関する講習会」を開催する。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 「橋梁等の点検に関する講習会」を実施する際には、市町村の森林土木担当職員も対象とする。



イ 担い手(民間企業等)の確保に向けた取組

(ア) 人づくりの強化

- ・ 道が発注する道有林林道橋梁定期点検業務に必要な資格は、(財)北海道建設技術センター及び一般社団法人北海道測量設計業協会主催の「橋梁点検技術講習会」、北海道建設部主催の「橋梁点検に関する講習会」、又は財団法人海洋架橋・橋梁調査会主催の「橋梁点検技術研修会」の受講修了者であることを義務付け、民間会社等の技術者の確保、育成を図っている。

工程表

| 凡例 | 分野全般 | 橋梁 | 橋梁以外 | ～平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|---|------|----|------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| [メンテナンスサイクルの構築] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○点検・診断 | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋梁点検 1巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○情報の蓄積と利活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| 道有林橋梁データベース構築 | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の蓄積・活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○基準等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 林道施設長寿命化対策マニュアルを適用 | | | | | | | | | | | | | | |
| [トータルコストの縮減・平準化] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○修繕・更新等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆個別施設計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 「道有林林道橋梁長寿命化修繕計画(案)計画」に基づく取組 | | | | | | | | | | | | | | |
| 「道有林林道橋梁長寿命化修繕計画(案)計画」に基づく取組 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 橋梁以外の施設 パトロール結果等に基づく補修・更新等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○インフラ機能の適正化 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の利用形態の再確認 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○新技術の導入 | | | | | | | | | | | | | | |
| 林道事業設計指針への掲載、資材単価や歩掛等の策定 | | | | | | | | | | | | | | |
| [インフラ長寿命化に向けた推進体制] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○施設管理者の体制づくり等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆庁内体制 | | | | | | | | | | | | | | |
| 「橋梁等の点検に関する講習会」を開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆他施設管理者との連携や市町村等への支援 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村担当者を対象とした講習会の開催 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○担い手(民間企業等)の確保に向けた取組 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆人づくりの強化 | | | | | | | | | | | | | | |
| (財)北海道建設技術センター及び一般社団法人北海道測量設計業協会主催の「橋梁点検技術講習会」、北海道建設部主催の「橋梁点検に関する講習会」又は財団法人海洋架橋・橋梁調査会主催の「橋梁点検技術研修会」の受講修了者であることを義務付け | | | | | | | | | | | | | | |

V-iv 治山

1 対象施設

北海道が管理する治山施設^{※1}。ただし、予防保全型維持管理による対応が困難な施設(第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を起こす可能性が極めて小さい施設等)については除く。

※1 森林法第41条において定義される「保安施設事業に係る施設」、地すべり等防止法第2条第3項において定義される「地すべり防止施設」のうち水産林務部所管のもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等による「山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設」

治山ダム 18,811 基、集水井工 156 基、流路工、護岸工、土留工、法枠工、落石防止工、防潮工 等

(令和3年3月末 現在)



治山ダム
(厚真町)



集水井工
(今金町住吉地区)

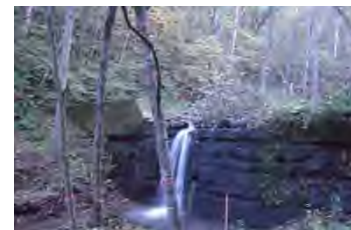


土留工
(遠別町)

2 現状と課題

〈施設状況〉

- ・ 主な治山施設である治山ダムや集水井では、50 年以上経過する施設の割合が 20 年後には半分を越えるなど、老朽化が懸念される。



治山ダムの老朽化状況

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50 年以上経過する施設の割合 | | |
|------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 現在 | 10 年後 | 20 年後 |
| 治山ダム | 18,811 基 | 23% | 44% | 65% |
| 集水井工 | 156 基 | 6% | 32% | 58% |

〈取組状況〉

- ・ 治山施設は、急峻な山地や土石流の恐れのある溪流等に設置されており、人家や公共施設などの重要な保全対象を有しているものが多い。施設の老朽化対策は、近年局所的な豪雨や地震等の大規模災害に対応するためにも重要である。その対策については予防保全型維持管理を導入することにより、トータルコストの縮減・平準化を図り、早期にメンテナンスサイクルを構築する。

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

対象とする治山施設について、定期的な点検診断に着手するとともに、診断結果等の情報のデータベース化を進める。

ア 点検・診断

- ・ 治山施設については、治山パトロール事業などにより定期的及び降雨後の状況を把握する点検を行っているが、長寿命化を踏まえた点検・診断に係る手法については、林野庁で作成したマニュアルを基に点検・診断要領を作成し実施する。



点検・診断状況

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|------|----------------|-------------------|-------------------------|
| 治山施設 | 1回/5年 又は10年 | 北海道治山施設点検・診断マニュアル | 平成29年度～1巡目 令和3年度～2巡目 |

イ 情報の蓄積と利活用

- ・ 治山施設の点検・診断結果や修繕履歴等については、既存の治山台帳システムを基に治山施設の諸元等のデータベースを構築し、効果的かつ効率的な維持管理・更新等の実施に向けて活用する。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|------|---------------|--------|
| 治山施設 | 治山施設個別施設計画整理表 | 平成30年度 |

ウ 基準等

- ・ 点検診断は北海道治山施設点検・診断マニュアルを適用し、修繕・更新等は事例収集と、その周知を図る。

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|------|--------------------|--------------------|
| 治山施設 | 北海道治山施設 点検・診断マニュアル | 平成28年度 (平成30年度) |

(2) トータルコストの縮減・平準化

対象とする治山施設について、予防保全型維持管理を導入するほか、インフラ機能の適正化を図る。

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

- ・ 次の施設については、個別施設計画を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組む。
- ・ なお、個別施設計画の策定に当たっては、北海道治山施設個別施設計画策定マニュアルに基づくものとする。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|------|--|-------|
| 治山施設 | 「治山施設個別施設計画」より、治山施設ごとの対策優先度に基づき、補修・更新に係る予算の平準化を図る。 | 令和2年度 |

(イ) その他(末尾記号は共通編(P.26)の個別施設計画策定除外条件)

- ・ 老朽化に伴う経年劣化等により施設が損傷した場合等であっても、その影響の及ぼす範囲が限定的であるなど、第三者に被害を及ぼす等の重大な事故を引き起こす可能性が極めて小さい施設や、規模が小さく予防保全型維持管理によるトータルコストの削減効果が限定的な施設などは、事後的な措置を行うことなどにより補修・更新を行う。…(c)

イ インフラ機能の適正化

- ・ 治山関係施設は、森林の維持造成を通じて山地災害防止機能を確保する施設であるため、原則、撤去等は図れないが、治山施設において、その効用により斜面の安定や溪岸の侵食防止等が図られ、健全な森林に回復した結果、保安林の指定目的が十分達成された状態となっており、かつその機能の発揮の態様等を踏まえ、森林の国土保全機能等の発揮と相まって、期待される効果が持続的に確保されうると考えられる施設については、必要な維持管理・更新等のあり方について検討する。

ウ 新技術等の導入

- ・ 限られた人員と予算の中で維持管理・更新等を効果的かつ効率的に実施するため、関係機関と連携しつつ、新技術が導入された先進的な取組事例を収集・把握し、現場の実態に応じ、積極的に新技術の活用に取り組む。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

(ア) 庁内体制

- ・ 維持管理・補修等を着実に実施するため、研修会等を実施し、技術の向上を図る。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 同一流域等で設置している国有林施工の治山施設や関係機関が管理する施設などについて情報共有を図るなど連携した取組を進める。

(ウ) 利用者の理解と協働の推進

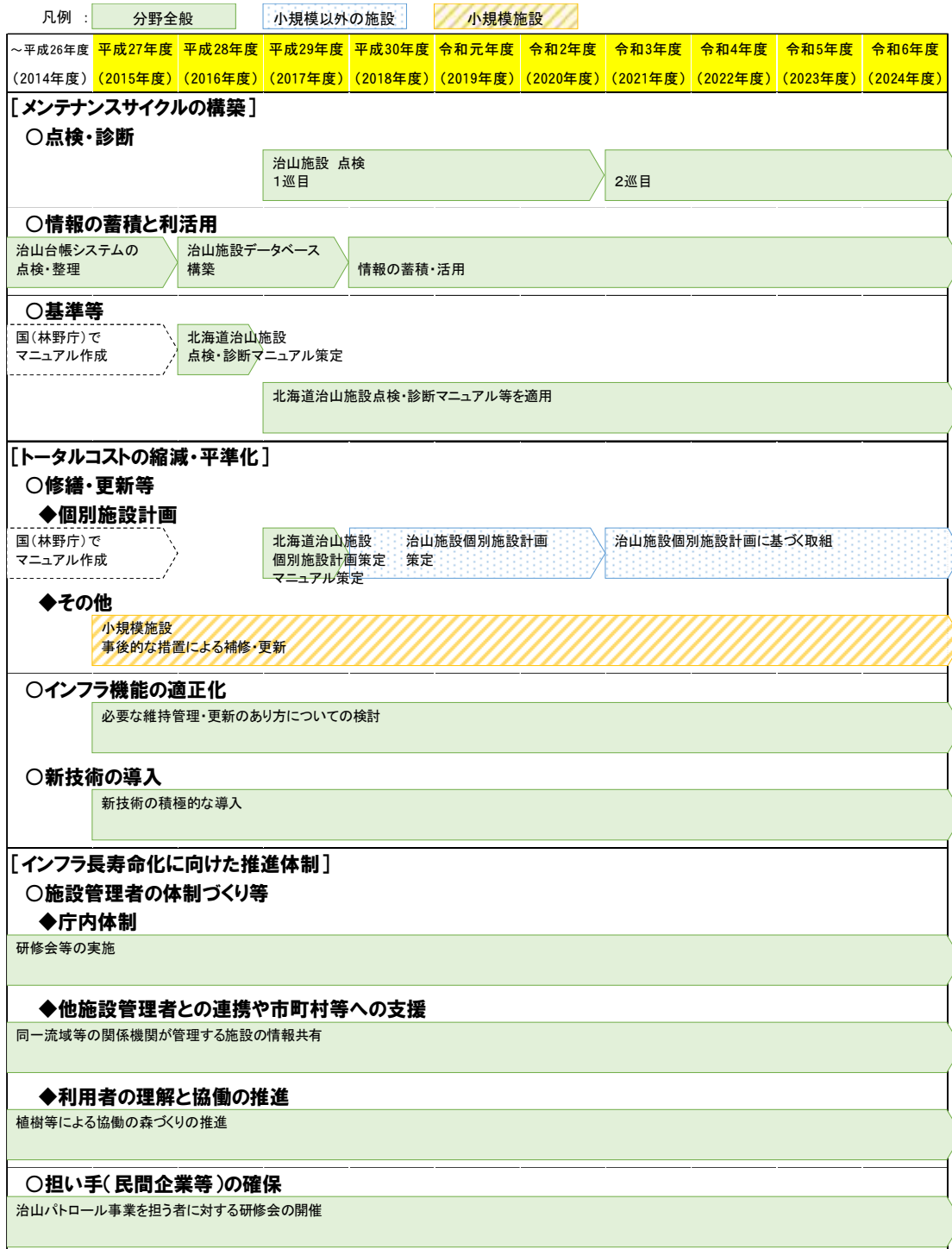
- ・ 事業を実施する際に、地域住民等に維持管理の必要性の理解を醸成するよう努めるとともに、植樹等による協働の森づくりなどの取組を推進する。

イ 担い手(民間企業等)の確保に向けた推進

(ア) 人づくりの強化

- ・ メンテナンスサイクルの構築に向け、研修会の開催など民間会社等の技術者の技術向上を図る取組を進める。

工程表



V-v 漁港

1 対象施設

北海道が管理する漁港（漁港漁場整備法第2条において定義される「漁港」）（漁港漁場整備法第3条の規定により指定される漁港施設）

漁港 243 箇所(外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設 等) (令和3年3月末 現在)



第2種 浜益漁港



外郭施設 防波堤
第2種 頓別漁港



係留施設 船揚場
第1種 昆布森漁港



輸送施設 橋梁
第1種 栄浦漁港

| 対象施設 | | 対象範囲 |
|------|--------|------------------------------------|
| 漁港施設 | 外郭施設 | 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 |
| | 係留施設 | 岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場 |
| | 水域施設 | 航路及び泊地 |
| | 輸送施設 | 道路及び橋 |
| | 漁港施設用地 | 用地護岸及び人工地盤 |
| | 漁港浄化施設 | 公害の防止のための導水施設その他の浄化施設 |

2 現状と課題

〈施設状況〉

- 北海道が管理する漁港の施設の多くがすでに建設後50年以上経過しており、施設の老朽化が進行していることから早急な対応が必要である。



外郭施設の老朽化状況
(上部コンクリートの欠損・ひび割れ)



係留施設の老朽化状況
(堤体工の汀線際の劣化・損傷)

〈取組状況〉

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50年以上経過する施設の割合 | | |
|----|-----------------|----------------|------|------|
| | | 現在 | 10年後 | 20年後 |
| 漁港 | 243箇所 | 84% | 90% | 99% |

- ・ 国及び北海道では平成 20 年度から老朽化対策の取組及び予防保全型管理への転換として、水産物供給基盤整備事業を活用し、漁港ごとの「機能保全計画」を策定しているところである。
- ・ 現在、「機能保全計画」を策定し、修繕・更新等を行った漁港は全体の7割程度であり、メンテナンスサイクルや予防保全管理の取組をさらに加速化する必要がある。

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

引き続き、定期点検・診断等を実施し、結果等の履歴を確実に蓄積するなど、メンテナンスサイクルの取組を進めていく。

ア 点検・診断

- ・ 漁港について、下表のとおり日常点検及び各種点検・診断を行い、損傷度を把握する。

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|----|-------------------------------|---------------------------------|------|
| 漁港 | 随時 | 目視による異常の有無の確認【日常点検】 | 実施中 |
| | 1回/年 | 簡易調査(調査項目)と同様の調査シートを用いた管理【定期点検】 | |
| | 老朽化度及び健全度の判定が困難な場合など、必要に応じて実施 | 老朽化度及び健全度を把握するために必要な調査【詳細点検】 | |
| | 天災発生時 | 施設の異常の有無を把握するために必要な調査【臨時点検】 | |



外郭施設の点検状況

イ 情報の蓄積と利活用

- ・ 各施設の状態や修繕・更新等の対策履歴等についてはデータベース化し、今後の維持管理に活用する。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|----|-------------------|--------|
| 漁港 | 漁港電子台帳システム(漁港GIS) | 平成21年度 |

ウ 基準等

- ・ 点検・診断、修繕・更新については、国の基準類を適用する。

(2) トータルコストの縮減・平準化

すでに策定している個別施設計画に基づいた取組を着実に進め、インフラ機能の適正化を図る。

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

- ・ 漁港ごとの「機能保全計画」を個別施設計画と位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|----|---|-------|
| 漁港 | 漁港ごとの「機能保全計画」に基づく計画的な修繕・更新等により予算の平準化を図る | 令和2年度 |

(イ) その他(末尾記号は共通編(P.26)の個別施設計画策定除外条件)

- ・ 付帯施設など施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減・平準化が期待できない施設については、日常的なパトロール等により状況監視を行い、施設の機能や周辺環境に影響が及ぶ場合に、補修・更新等を行う。…(c)



係船岸の施設の修繕状況

イ インフラ機能の適正化

- ・ 今後の水産業の動向や人口減少等の社会構造の変化等を踏まえ、施設の機能転換の有効活用などを含めた見直しも必要に応じて行う。

ウ 新技術等の導入

- ・ 修繕・更新等に係る新技術や非破壊検査など点検・診断等に係る新手法等の活用について検討する。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

(ア) 庁内体制

- ・ 農林水産省主催の管理者研修等を活用し、点検結果の均質化を図るとともに点検者の技術力向上に努める。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 「全道漁港担当係長・主査・担当者会議」、「漁港行政推進現地連絡会議」、「予算要求ヒアリング」等で、漁港漁村課、各（総合）振興局水産課、各建設管理部、市町村及び漁協との情報や認識の共有に努め、施設等に係る保全業務の質の向上を図る。

工程表

| 凡例 | 分野全般 | 小規模以外の施設 | 小規模施設 | ～平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|----------------------------------|------|----------|-------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| [メンテナンスサイクルの構築] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○点検・診断 | | | | | | | | | | | | | | |
| 定期点検(簡易調査チェックシート) 1巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○情報の蓄積と利活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁港電子台帳システム(漁港GIS) 情報の蓄積・活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○基準等 | | | | | | | | | | | | | | |
| 国等の基準類を適用 | | | | | | | | | | | | | | |
| [トータルコストの縮減・平準化] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○修繕・更新等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆個別施設計画 | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別施設計画(漁港ごとの機能保全計画)策定 1巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 2巡目 | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別施設計画(漁港ごとの機能保全計画)に基づく取組 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆その他 | | | | | | | | | | | | | | |
| 付帯施設等 パトロールによる状況監視結果に基づく補修・更新 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○インフラ機能の適正化 | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設の機能転換等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○新技術の導入 | | | | | | | | | | | | | | |
| 新技術活用の検討 | | | | | | | | | | | | | | |
| [インフラ長寿命化に向けた推進体制] | | | | | | | | | | | | | | |
| ○施設管理者の体制づくり等 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆庁内体制 | | | | | | | | | | | | | | |
| 農水省主催の管理者研修等の活用 | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆他施設管理者との連携や市町村等への支援 | | | | | | | | | | | | | | |
| 漁港行政推進現地連絡会議等による情報共有等 | | | | | | | | | | | | | | |

V - vi 漁港海岸

1 対象施設

北海道が管理する海岸保全施設（海岸法第2条第1項において定義される「海岸保全施設」）のうち水産林務部所管のもの。

堤防・護岸 209 箇所、突堤 96 基、離岸堤 131 基、その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設（水門・陸閘 301 箇所）等

（令和3年3月末 現在）



護岸
厚岸漁港海岸（厚岸町）



水門
琵琶瀬漁港海岸（浜中町）



離岸堤
沢木漁港海岸（雄武町）

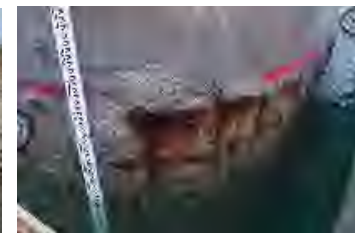
2 現状と課題

〈施設状況〉

- ・ 50 年以上経過する施設の割合は 20 年後には堤防、護岸の約8割、水門、陸閘の約半分に及ぶなど、老朽化が懸念されることから早急な対応が必要である。



護岸の老朽化状況



水門の老朽化状況

| 施設 | 施設数 R3.3月末現在 | 50 年以上経過する施設の割合 | | |
|-------|-----------------|-----------------|-------|-------|
| | | 現在 | 10 年後 | 20 年後 |
| 堤防、護岸 | 209 箇所 | 42% | 70% | 78% |
| 水門、陸閘 | 301 箇所 | 12% | 38% | 52% |

〈取組状況〉

- ・ 水産林務部では平成 26 年度より老朽化対策の取組として、海岸堤防等における老朽化状況調査により予防保全管理の取組を進めているところであるが、水門・陸閘等その他の施設でも、メンテナンスサイクルや予防保全管理の取組を進める必要がある。

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

堤防・護岸で実施している定期点検について、水門・陸閘にも拡大するとともに、診断結果等のデータベース化を進める。

ア 点検・診断

- ・ 日常的に行われるパトロール及び各地域の実情により毎年台風期後又は冬期風浪期後等で構造物が最も危険と思われる時期や、異常気象後（波浪時後等）など、必要に応じ点検を実施し、損傷状況等を把握する。



護岸の点検状況

- ・ 次の施設については、日常的なパトロールとは別に劣化及び損傷状況等の把握を目的とした定期的な点検を実施する。

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|-------|--------|--|-----------|
| 堤防、護岸 | 1回／5年 | 陸上からの目視により変状の把握を行い、変状の規模や進展の経過を把握する必要がある場合、計測機器等を用いて点検し、健全度を4段階で判定 | 令和元年度～2巡目 |
| 水門、陸閘 | 1回以上／年 | 陸上から目視及び開閉確認を行い、必要に応じて計測機器等で点検を実施 | 令和元年度～2巡目 |

- ・ なお、初回点検等の際に、平面図、航空写真、衛星写真等から地形等により、劣化や被災により変状が起こりやすい箇所を抽出するほか、定期点検等により確認された一定区間のうち最も変状が進展している箇所等を抽出し、重点点検箇所を設定する。
- ・ また、点検の結果、損傷等（継ぎ目での段差、堤防等の傾斜、亀裂の発生、空洞化・ブロックの飛散等）が発見された場合は、パトロール等を活用した状態把握を継続する。

イ 情報の蓄積と利活用

- ・ 点検・診断と修繕・更新等の効率化を図るため、海岸保全施設台帳及び海岸総合管理システムを利用し、点検・診断結果や補修・修繕履歴のデータベース化を図り、今後の維持管理に活用する。

| 対象 | データベース名 | 運用開始 |
|-------|-------------------|-------|
| 堤防、護岸 | 海岸保全区域台帳 | 平成21年 |
| 水門、陸閘 | 漁港電子台帳システム（漁港GIS） | |

ウ 基準等

- ・ 点検・診断、修繕・更新等については、国の基準類を適用する。

(2) トータルコストの縮減・平準化

堤防、護岸、水門及び陸閘については個別施設計画を策定し、計画に基づいた取組を進める。

ア 修繕・更新等

(ア) 個別施設計画

- ・ 次の施設については、予防保全と事後保全に関する個別施設計画を策定し、計画的な修繕・更新等に取り組む。
- ・ なお、平成 26 年度の海岸法改正(海岸法第 14 条第5項)により、海岸管理者の海岸保全施設に関する維持、修繕を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定することが規定されたところであり、これの適正な運用を図ることを基本とする

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|-------|--|---------------------|
| 堤防、護岸 | 「北海道海岸長寿命化計画」健全度評価結果に加え、背後地の重要度等を勘案し修繕等の方法や実施時期等を計画 | 平成 30 年度 (令和2年度) |
| 水門、陸閘 | 一般点検設備と簡易点検設備に区分し、施設を構成する土木部分と設備部分より総合的健全度評価を行い、平成 30 年度に実施した点検結果を基に修繕等の方法や実施計画を策定 | |

- ・ 上記以外の施設については、国の動向を踏まえて今後検討する予定。

(イ) その他(末尾記号は共通編(P.26)の個別施設計画策定除外条件)

- ・ 付帯施設など施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減・平準化が期待できない施設については、日常的なパトロール等により状況監視を行い、施設の機能や周辺環境に影響が及ぶ場合に、補修・更新等を行う。…(c)



護岸の修繕状況

イ インフラ機能の適正化

- ・ 堤防等における斜路等の開口部は、使用状況等を確認し、未使用箇所については陸閘等を廃止し、開口部の閉鎖に努める。

ウ 新技術等の導入

- ・ 点検や補修・修繕等に係わる新技術については、一定程度の実績があり、効果が確認されたものを、その費用対効果を勘案しながら、活用についての検討を行う。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

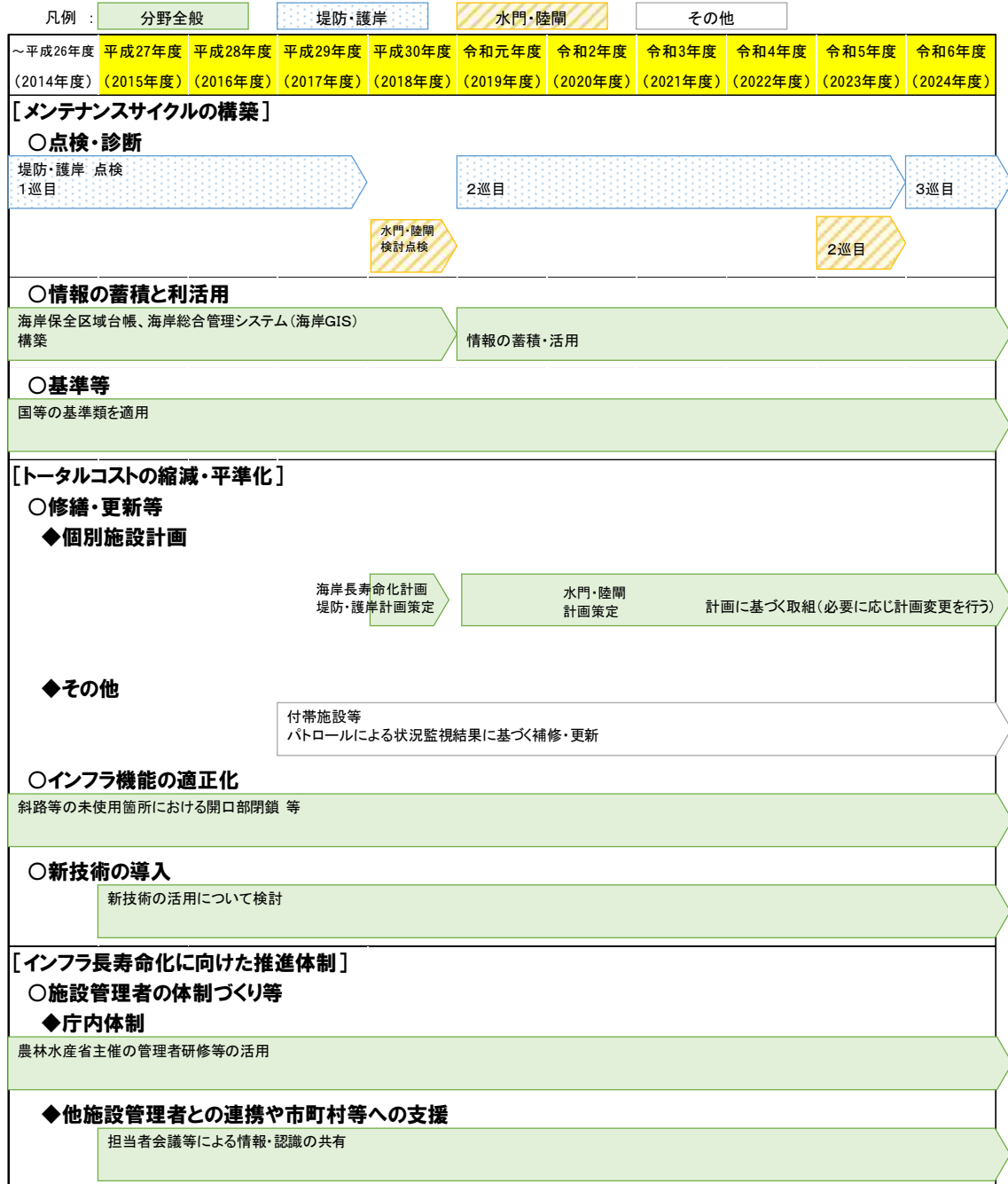
(ア) 庁内体制

- ・ 農林水産省主催の管理者研修等を活用し、点検結果の均質化を図るとともに点検者の技術力向上に努める。

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 担当者会議等の活用により、情報や認識の共有に努め、施設等に係る保全業務の質の向上を図る。

工程表



VI 建築物

1 対象施設

(1) 対象施設

北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部及び方面本部、地方独立行政法人が管理する建築物等(北海道建築物等保全規程(平成18年3月31日北海道訓令第9号)、北海道教育委員会建築物等保全規程(平成19年3月23日北海道教育委員会教育長訓令第3号)及び北海道警察建築物等保全規程(平成19年3月23日北海道警察本部訓令第5号)(以下「保全規程」という。))が対象とする建築物、建築設備及び附帯施設(以下「建築物等」という。)並びに北海道病院事業会計に属する建築物等、その他事業財産である建築物等で、本計画において対象施設として別に定めるものを除く。)

延べ床面積 765.8 万㎡(庁舎等 2,009 棟、病院 6 施設、学校 3,240 棟、社会教育施設等 116 棟、警察施設 884 棟、道営住宅 2,310 棟、職員住宅 9,057 棟、文化財等 75 棟、札幌医大施設 17 棟、道総研試験研究施設等 548 棟)

(令和3年3月末 現在)



① 庁舎等 (北海道庁本庁舎) ② 庁舎等 (北海道議会庁舎)



③ 警察施設 (北海道警察本部庁舎) ④ 文化財等 (赤れんが庁舎)



病院(羽幌病院)



学校施設(夕張高等学校)



社会教育施設等(ネイパル北見)



道営住宅(白鳥台団地)



職員住宅(札幌市)

(2) 対象施設の区分

対象とする建築物等の用途が多岐にわたることから、本計画においては次のとおり対象施設を区分する。

| 区分名 | 含まれる施設 |
|----------|---|
| 庁舎等 | 他の区分に該当するものを除く次の施設 本庁舎、本庁舎別館、各部の出先機関等の庁舎、(総合)振興局の庁舎、(総合)振興局の出先機関等の庁舎、指定管理者が管理している施設、空港の施設、公園の施設、その他の施設 |
| 病院 | 道立病院、子ども総合医療・療育センター |
| 学校施設 | 高等学校、特別支援学校、中等教育学校 |
| 社会教育施設等 | オホーツク流氷科学センター、北海道博物館、開拓の村(展示施設を除く)、体育センター、青少年体験活動支援施設、図書館、美術館、北方民族博物館、芸術館、文学館、埋蔵文化財センター、教育研究所、特別支援教育センター |
| 警察施設 | 警察本部庁舎、分庁舎、運転免許試験場、警察署、交番、駐在所 |
| 道営住宅 | 道営住宅 |
| 職員住宅 | 道職員公宅、教育庁教職員公宅、警察職員公宅、ダム管理用公宅 |
| 文化財等 | 赤れんが庁舎、開拓の村の展示施設 |
| 地方独立行政法人 | 札幌医科大学施設(大学、病院施設等) 北海道立総合研究機構施設(各農業試験場、各水産試験場、林業試験場、工業試験場等) |

2 現状と課題

〈施設状況〉

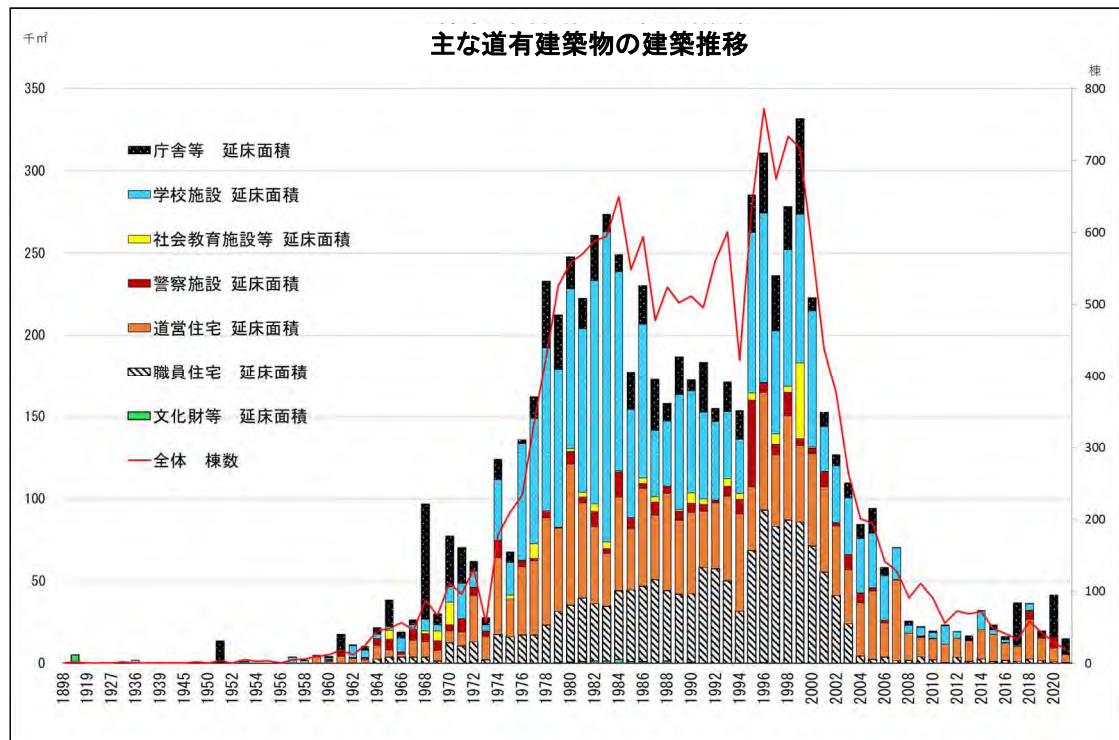
- 整備から50年以上経過する施設の割合は、20年後には5割程度となるなど、老朽化が懸念されている。



外壁の老朽化状況

| 施設 | 延べ床面積 R3.3月末現在 | 50年以上経過する施設の割合(延床) | | |
|------|-------------------|--------------------|------|------|
| | | 現在 | 10年後 | 20年後 |
| 庁舎等 | 約 89.9 万㎡ | 21% | 38% | 60% |
| 病院 | 約 7.2 万㎡ | 0% | 0% | 19% |
| 学校施設 | 約 246.5 万㎡ | 3% | 28% | 63% |

| 施設 | 延べ床面積 R3.3月末現在 | 50年以上経過する施設の割合(延床) | | |
|---------|-------------------|--------------------|------|------|
| | | 現在 | 10年後 | 20年後 |
| 社会教育施設等 | 約 14.1 万㎡ | 19% | 31% | 50% |
| 警察施設 | 約 29.7 万㎡ | 15% | 29% | 50% |
| 道営住宅 | 約 191.3 万㎡ | 4% | 28% | 52% |
| 職員住宅 | 約 147.9 万㎡ | 3% | 17% | 47% |
| 文化財等 | 約 1.9 万㎡ | 32% | 45% | 96% |
| 札幌医大施設 | 約 15.5 万㎡ | 8% | 2% | 64% |
| 道総研施設 | 約 21.8 万㎡ | 10% | 19% | 45% |



〈取組状況〉

- 平成 28 年3月に北海道ファシリティマネジメント推進方針を策定し、関係部局の連携のもと、建築物等の長寿命化に向けた取組を進めてきたところである。また、施設区分に応じて保全規程を定め、建築物等の維持管理に努めている。

3 施策の方向性

(1) メンテナンスサイクルの構築

北海道ファシリティマネジメント推進方針及び保全規程等に基づいたメンテナンスサイクルを確実に実行する。

ア 点検・診断

- ・ 保全規程に基づき、毎年度点検を実施し、劣化・損傷の状況等を把握する。そのうち、屋上防水、外壁等重点的に管理すべき部位・部材等の状況については、「保全状況報告書」として作成する。
- ・ 病院、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等については、所管する部局が定める点検方法等により、劣化・損傷の状況等を把握する。

| 施設 | 頻度 | 点検・診断方法等 | 実施状況 |
|--|------------|---|-------|
| 庁舎等、病院、学校施設、社会教育施設等、警察施設、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等 | 1回以上 ／年 | 北海道建築物等保全マニュアル等に基づき、損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものについて自主点検を行う。 | 毎年度実施 |

イ 情報の蓄積と利活用

- ・ 庁舎等、学校施設、社会教育施設等、警察施設については、保全業務の総括組織(北海道建設部建築局建築保全課、北海道教育庁総務政策局施設課、北海道警察本部総務部施設課)において、必要な施設情報の一元化を図りながら、集約した施設情報を活用して、施設管理者への情報提供や保全業務に関する相談、研修等を行うとともに、施設の安全性等に係る重点的な情報や事故情報等の把握に努め、保全業務の効率化と質の向上を図る。
- ・ 同様に、病院、道営住宅、職員住宅、文化財、地方独立行政法人施設等については各々の所管部局において、施設情報の一元化を図り、保全業務の効率化と質の向上を図る。

ウ 基準等

- ・ 点検・診断、修繕・更新については、国の基準等のほか次表の基準類を適用する。

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|---------|---------------------|--------------------|
| 庁舎等 | 北海道建築物等保全規程 | 平成17年度 (平成30年度) |
| | 北海道建築物等保全マニュアル | 平成18年度 (令和2年度) |
| 病院 | 北海道建築物等保全規程 | 平成17年度 (平成30年度) |
| | 北海道建築物等保全マニュアル | 平成18年度 (令和2年度) |
| 学校施設 | 北海道教育委員会建築物等保全規程 | 平成18年度 |
| | 北海道教育委員会建築物等保全マニュアル | 平成18年度 (令和3年度) |
| 社会教育施設等 | 北海道建築物等保全規程 | 平成17年度 (平成30年度) |
| | 北海道教育委員会建築物等保全規程 | 平成18年度 |

| 対象 | 基準類の名称 | 策定(改定) |
|----------------|---|---|
| | 北海道建築物等保全マニュアル 北海道教育委員会建築物等保全マニュアル | 平成 18 年度 (令和2年度) 平成 18 年度 (令和3年度) |
| 警察施設 | 北海道警察建築物等保全規程 | 平成 18 年度 |
| | 北海道警察建築物等保全マニュアル | 平成 26 年度 |
| 道営住宅 | 道営住宅における建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に基づく定期点検業務実施要領 | 平成 21 年度 (平成 28 年度) |
| | 道営住宅等の巡回時の点検等に関する取り扱い | 平成 26 年度 |
| | 北海道営住宅修繕実施要綱 | 平成 22 年度 |
| | 道営住宅の児童遊園等に設置している遊具等の点検マニュアル | 平成 16 年度 (平成 27 年度) |
| 職員住宅 | 北海道建築物等保全規程 | 平成 17 年度 (平成 30 年度) |
| | 北海道教育委員会建築物等保全規程 北海道警察建築物等保全規程 | 平成 18 年度 平成 18 年度 |
| | 北海道建築物等保全マニュアル(道職員公宅)及び同マニュアルに準拠(警察職員公宅、ダム管理用公宅) 北海道教育委員会建築物等保全マニュアル | 平成 25 年度 (平成 30 年度) 平成 18 年度 (平成3年度) |
| | 土木事業用財産の取扱いについて(通知) | 平成 10 年度 |
| | 北海道公立大学法人札幌医科大学校舎等管理規則 | 平成 19 年度 (平成 27 年度) |
| 地方独立行政法人(札幌医大) | 北海道建築物等保全マニュアルに準拠 | 平成 18 年度 (令和2年度) |
| 地方独立行政法人(道総研) | 地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築物等保全業務要領 | 平成 23 年度 (平成 29 年度) |
| | 地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築物等保全マニュアル | 平成 27 年度 |

(2) トータルコストの縮減・平準化

対象となる全ての施設の長期保全計画等を早期に策定し、計画に基づいた取組を進めるほか、インフラ機能の適正化を図る。

ア 修繕・更新等

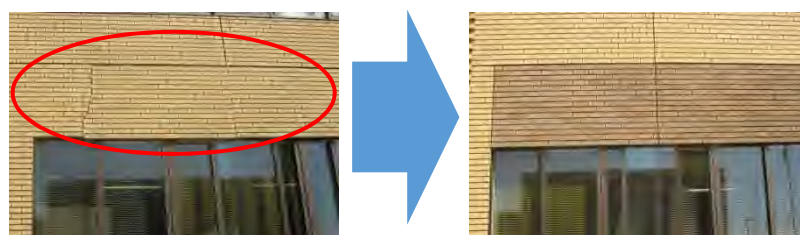
(ア) 個別施設計画

- 次表の個別施設計画に基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|-----|---|---------------------|
| 庁舎等 | 「北海道庁舎等長寿命化計画」を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 17 年度 (令和3年度) |

| 施設 | 個別施設計画の概要 | 策定状況 |
|----------------|--|------------------------|
| 病院 | 「北海道病院事業インフラ長寿命化計画(個別施設計画)」を本計画の個別施設計画として位置付け、計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 27 年度 (令和 2 年度) |
| 学校施設 | 「北海道立学校施設長寿命化計画」を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 18 年度 (令和 3 年度) |
| 社会教育施設等 | 「北海道立学校施設長寿命化計画」又は「北海道庁舎等長寿命化計画」等を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 18 年度 (令和 3 年度) |
| 警察施設 | 保全規程に基づき作成する長期保全計画等を本計画の個別施設計画として位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 18 年度 (令和 3 年度) |
| 道営住宅 | 「道営住宅長寿命化計画」を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 25 年度 (令和 2 年度) |
| 職員住宅 | 「長期修繕計画等」を本計画の個別施設計画として位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 19 年度 (平成 27 年度) |
| 地方独立行政法人(札幌医大) | 「札幌医科大学施設長期保全計画」を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 平成 26 年度 (平成 30 年度) |
| 地方独立行政法人(道総研) | 「北海道立総合研究機構施設等整備計画」を本計画の個別施設計画に位置付け、それに基づき計画的な修繕・更新等に取り組む。 | 令和元年度 |

- ・ 建築物等については、原則として耐用年数以上の使用に努め、目標とする期間(目標使用期間)を定めた上で、長期保全計画等の個別施設計画に基づき計画的な修繕と適切な維持管理を実施する。



外壁タイルの浮き・ひび割れの補修



天井(しっくい)剥落の補修

(1) その他

- ・文化財等については、恒久的に保存・活用すべき道民の重要な財産であることから、劣化状況等に応じて適時の修繕・改修等を行う。

イ インフラ機能の適正化

- ・庁舎等、学校施設、社会教育施設等、警察施設などについては、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、施設の長寿命化や施設の移転集約などにより、施設の有効活用や維持管理の効率化を図るとともに、民間施設の活用による効率的・効果的な整備手法や施設総量の縮減方法などの検討を進め、適正な施設の整備、維持に努める。
- ・病院については、広域的な医療をはじめ、精神医療といった不採算医療や高度・専門医療などを提供する役割を担っており、これらの医療機能は地域における医療提供体制に必要不可欠なことから、その役割を担うために必要な施設の整備、維持に努める。
- ・道営住宅については、道営住宅長寿命化計画に基づき、建替、改善、維持管理、用途廃止等を進め、適正な管理戸数に配慮する。
- ・職員住宅については、職員数の動向や地域の状況等を踏まえ、必要戸数を適切に見込んだ上で、適正な管理戸数の維持に努める。
- ・（総合）振興局耕地出張所等の事業財産である建築物等については、本計画を準用するなど、事業目的に応じた適切な施設の保全に努めるとともに、事業の執行体制や管理体制などを踏まえて、不要施設を用途廃止するなど、適正な施設の維持に努める。

ウ 新技術の導入

- ・修繕・更新等に係る新技術や非破壊検査など点検・診断等に係る新手法等については、その費用対効果を勘案しながら、活用について検討する。
- ・国では、自治体による公共建築物の長寿命化計画策定を支援するため、都道府県や市町村の担当者を交えた検討会を設置し、策定に当たっての課題整理や判断基準の作成などを検討していることから、その成果を参考として行動計画及び個別施設計画の見直しを検討する。

(3) インフラ長寿命化に向けた推進体制

上記の施策に取り組み、継続するために必要な体制を構築する。

ア 施設管理者の体制づくり等

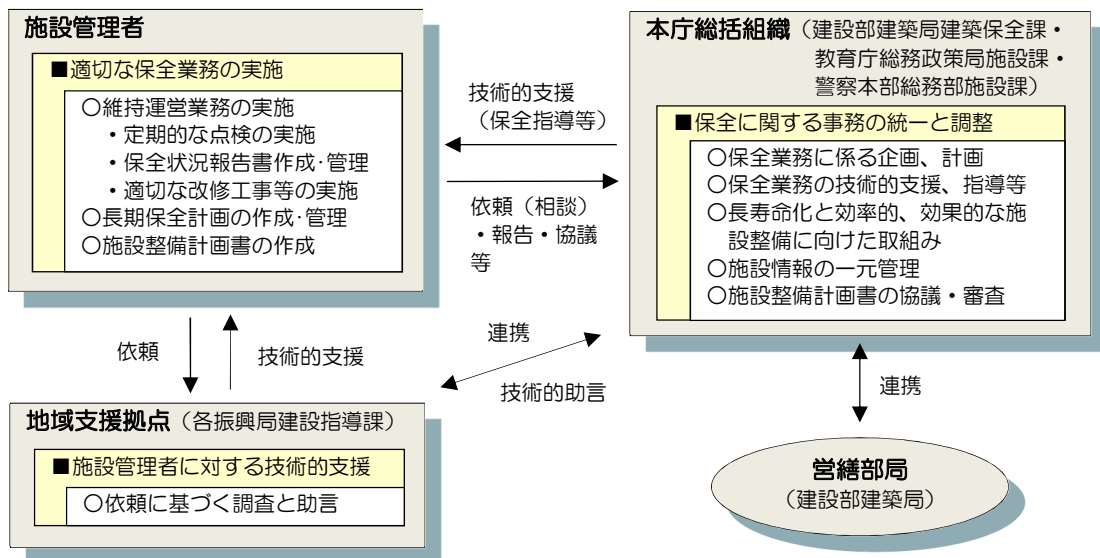
(ア) 庁内体制

- ・知事部局、教育庁及び警察本部は、保全規程等に基づき、施設管理者、保全業務の総括組織、営繕部局、地域支援拠点（総合振興局、振興局の建

設指導課)等の役割分担のもと、建築物等の保全に取り組んできており、今後もより一層連携を強めながら、計画的な維持管理に努めていく。

- ・ 知事部局、教育庁及び警察本部の関係部局で構成する道有財産等有効活用促進会議施設整備検討会を活用し、情報や認識の共有に努め、建築物等に係る保全業務の質の向上を図る。
- ・ 指定管理者制度等を導入している施設については、引き続きその活用を図りながら、効率的な保全の実施に努める。

〈保全業務の推進体制（概要）〉



- ・ 点検や修繕などの保全業務に携わる職員の事務及び技術能力向上を図るため、毎年、道内各地において研修を実施する。



道有財産事務研修(旭川会場)



(機械室にて研修)

(イ) 他施設管理者との連携や市町村等への支援

- ・ 施設の移転集約や転用に当たっては、道以外の施設の活用なども念頭に置き、必要に応じて、国、市町村、公共的団体等の関係機関との情報交換や意見交換を行いながら、様々な手法について検討を行う。

工程表

凡例： 分野全般 右記以外の施設 道営住宅 文化財・その他

| | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| ～平成26年度 (2014年度) | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) |
|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|

[メンテナンスサイクルの構築]

○点検・診断

自主点検(毎年)

○情報の蓄積と利活用

各保全業務の総括組織等(建設部建築局建築保全課、教育庁、北海道警察、各会計所管組織等)において施設情報の一元化を図り、保全業務の効率化と維持管理に活用

○基準等

北海道建築物等保全規程、北海道建築物等保全マニュアル等を適用

[トータルコストの縮減・平準化]

○修繕・更新等

◆個別施設計画

長期保全計画
策定

長期保全計画に基づく修繕・更新等

道営住宅長寿命化計画
見直し

道営住宅長寿命化計画
見直し

計画に基づく修繕・更新等

◆その他

文化財・その他
適時の修繕・改修

○インフラ機能の適正化

移転集約、民間施設の活用、施設総量の縮減等

○新技術の導入

新技術活用の検討

[インフラ長寿命化に向けた推進体制]

○施設管理者の体制づくり等

◆庁内体制

施設管理者、保全業務の総括組織、営繕部局、地域支援拠点(総合振興局、振興局)の連携

道有財産等有効活用促進会議施設整備検討会による情報・認識の共有

指定管理者制度の活用

施設保全業務に関する研修等の開催

◆他施設管理者との連携や市町村等への支援

道以外の施設の活用に向け、国、市町村、公共的団体等との情報交換等